

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p><b>投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</b></p> <p>第 1 条～第 50 条 (省 略)</p> <p>第 4 編 基準価額の算定 (基準価額の算定の原則)</p> <p>第 51 条 投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算定については、投信法、同法施行令（平成 12 年政令第 480 号）及び同法施行規則（平成 12 年府令第 129 号）（以下「法令等」という。）の定めるところによるほかこの規則の定めるところによるものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）」及び「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p>2 投資信託受益証券の基準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として日々計算するものとする。</p> <p><u>ただし、投資信託財産へ組入れている資産の状況に照らし、投資信託約款により追加設定日または一部解約日を特定日に限定している投資信託受益証券の基準価額の算定については、計算期間の末日及び当該特定日のみの計算とすることなど、日々計算しないこととすることができます。</u></p> <p>なお、この場合には、計算をする日の特定や計算方法（日々計算を</p>	<p><b>投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</b></p> <p>第 1 条～第 50 条 (同 左)</p> <p>第 4 編 基準価額の算定 (基準価額の算定の原則)</p> <p>第 51 条 投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算定については、投信法、同法施行令（平成 12 年政令第 480 号）及び同法施行規則（平成 12 年府令第 129 号）（以下「法令等」という。）の定めるところによるほかこの規則の定めるところによるものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）」及び「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p>2 投資信託受益証券の基準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として日々計算するものとする。</p>

新	旧
<p><u>要しないとした場合の信託報酬の計算方法及び計上時期などを含む。)</u>  <u>など、計算日に係る考え方その他必要事項について、信託契約を締結の上、投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載するものとする。</u></p> <p>3 投資法人については、法令等に定めのあるもののほかは原則として第4編の規定を準用するものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投信等規則」及び「インフラ投信等規則」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u></p>	<p>3 投資法人については、法令等に定めのあるもののほかは原則として第4編の規定を準用するものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投信等規則」及び「インフラ投信等規則」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>